

広島県告示第八百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があつた。

平成三十年十一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務 所の所在地	事業所の 名 称	事業所の 所在地	廃止年月日
医療法人社団 静寿会	東広島市河内町入 野七九〇七番地	介護老人保健 施設葵の園・ 東広島	東広島市西条町寺 家八〇〇番地	平成三〇年七 月一日
医療法人社団 静寿会	東広島市河内町入 野七九〇七番地	静寿会指定居 宅介護支援事 業所	東広島市西条町寺 家八〇〇番地	平成三〇年七 月一日